

「コムストックローン約款」【新コムストックローン・野村証券】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

(下線箇所は改正部分)

[実施日：2021年6月21日]

新	旧
<p style="text-align: center;">コムストックローン約款 【新コムストックローン・野村証券】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>第1条（趣旨）</p> <p>1 （現行どおり）</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、日証金が提携証券会社に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットによる利用申込みを受けて行う貸付をいいます。</p> <p>第2条（契約の成立および契約期間）</p> <p>1 （現行どおり）</p> <p>2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に定める日証金の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p><u>(2) 後見人、保佐人、補助人等の法定代理人が選任されていないこと。</u></p> <p><u>(3) 任意後見監督人が選任されていないこと。</u></p> <p><u>(4)、(5) （現行どおり）</u></p> <p><u>(6) 電話およびEメールの送信</u>によって日証金が連絡をとれること。</p>	<p style="text-align: center;">コムストックローン約款 【新コムストックローン・野村証券】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>第1条（趣旨）</p> <p>1 （省 略）</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、日証金が提携証券会社に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネット<u>またはFAX、郵送</u>による利用申込みを受けて行う貸付をいいます。</p> <p>第2条（契約の成立および契約期間）</p> <p>1 （省 略）</p> <p>2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に定める日証金の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) （省 略）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p><u>(2)、(3) （省 略）</u></p> <p><u>(4) 電話</u>によって日証金が連絡をとれること。</p>

新	旧
<p>(7)、(8) (現行どおり)</p> <p>3、4 (現行どおり)</p> <p>5 本契約の契約期間満了日までに日証金所定の方法により審査を行い、日証金が適当と認めた場合は、既存の契約期間満了日を開始日とし、その1年後の応当日の前日(営業日でない場合はその翌営業日)を満了日とする契約が成立するものとし、以後も同様とします。</p> <p>なお、日証金の審査の結果は、日証金ウェブサイトにて通知します。また、日証金が審査を行う日までにお客様より更新を希望しない旨の申出があった場合は審査を行わず、契約は更新されません。</p> <p>6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に定める日証金の更新審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 第2項(2)から(7)までに掲げる事項をいずれも充足していること。</p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (融資要領)</p> <p>1 融資限度額および融資方法</p> <p>(1)、(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (2)ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を3億円以内の日証金が定める</p>	<p>(5)、(6) (省 略)</p> <p>3、4 (省 略)</p> <p>5 本契約の契約期間満了日までに日証金所定の方法により審査を行い、日証金が適当と認めた場合は、既存の契約期間満了日を開始日とし、その1年後の応当日の前日(営業日でない場合はその翌営業日)を満了日とする契約が成立するものとし、以後も同様とします。</p> <p>なお、日証金の審査の結果は、日証金ウェブサイト(日証金からの通知を受領する方法として書面の交付によることを、日証金に対し書面で届出を行ったお客様(以下「書面交付希望者」といいます。))には書面)で通知します。また、日証金が審査を行う日までにお客様より更新を希望しない旨の申出があった場合は審査を行わず、契約は更新されません。</p> <p>6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に定める日証金の更新審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 第2項(2)から(5)までに掲げる事項をいずれも充足していること。</p> <p>(2)～(5) (省 略)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>第4条 (融資要領)</p> <p>1 融資限度額および融資方法</p> <p>(1)、(2) (省 略)</p> <p>(3) (2)ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の日証金が定める</p>

新	旧
<p>金額とすることができるものとします。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) お客様は、<u>日証金ウェブサイトにより申し込む方法</u>によりコムストックローンの融資を申し込むことができます。なお、融資の申込みは、30万円以上（追加融資の場合は10万円以上）1万円単位とします。</p> <p>(削る)</p> <p>(6) 日証金は、次の①、②に掲げる場合の区分に応じ、当該①、②に定める日時にお客様が日証金に届け出た銀行口座に振り込む方法により融資を実行するものとします。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 日証金ウェブサイトの「通常融資」により申込みを受け付けた場合 16時までの受付分は翌営業日9時、16時以降の受付分は翌々営業日9時（ただし、日証金の休業日の受付分は翌々営業日9時となります。）</p> <p>(7)、(8) (現行どおり)</p> <p>2 返済方法</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) お客様は、(2)②の振込返済を行うときは、その前営業日までに日証金ウェブサイトにより日証金に連絡していただきます。</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>3 利率、利息計算および支払方法</p>	<p>金額とすることができるものとします。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) お客様は、<u>次に掲げる方法</u>によりコムストックローンの融資を申し込むことができます。なお、融資の申込みは、30万円以上（追加融資の場合は10万円以上）1万円単位とします。</p> <p>① <u>日証金ウェブサイトにより申し込む方法</u></p> <p>② <u>日証金所定のコムストックローン借入申込書により申し込む方法</u></p> <p>(6) (5)②のコムストックローン借入申込書による申込みは、<u>郵送のほかFAXにより行うことができるものとします。日証金がFAXで融資申込みを受け付けた場合は、日証金は、当該借入申込書に記載されている氏名および印影をもって、お客様が署名し、日証金に届け出た印鑑が押捺されたものとみなします。</u></p> <p>(7) 日証金は、次の①、②に掲げる場合の区分に応じ、当該①、②に定める日時にお客様が日証金に届け出た銀行口座に振り込む方法により融資を実行するものとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 日証金ウェブサイトの「通常融資」<u>またはコムストックローン借入申込書</u>により申込みを受け付けた場合 16時までの受付分は翌営業日9時、16時以降の受付分は翌々営業日9時（ただし、日証金の休業日の受付分は翌々営業日9時となります。）</p> <p>(8)、(9) (省略)</p> <p>2 返済方法</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) お客様は、(2)②の振込返済を行うときは、その前営業日までに日証金ウェブサイト<u>または電話</u>により日証金に連絡していただきます。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>3 利率、利息計算および支払方法</p>

新	旧
<p>(1) コムストックローンの融資利率は、契約の成立の日において日証金が定め、契約成立の書面をもってお客様に通知します。ただし、日証金は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動等金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、融資利率を変更することができるものとします。日証金が融資利率を変更する場合は、Eメールおよび日証金ウェブサイトで通知します。</p> <p>(2)~(4) (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第5条 (担保不足等)</p> <p>1 担保不足 (担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。) となった場合には、日証金からの請求により、日証金が担保不足通知書を発送した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、日証金が適当と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60% (担保有価証券の一銘柄の時価額の割合が担保有価証券の時価額合計の70%以上を占める場合は50%) 以下となるまで改善していただきます。なお、<u>上記の日証金からの請求を行っている場合においても、その請求にかかる追加担保差入または融資金の一部返済の期限に関わらず、第7条第1項(5)の規定が優先されます。</u></p> <p>2、3 (現行どおり)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>第7条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金から通知、催告等がなくても日証金に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務</p>	<p>(1) コムストックローンの融資利率は、契約の成立の日において日証金が定め、契約成立の書面をもってお客様に通知します。ただし、日証金は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動等金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、融資利率を変更することができるものとします。日証金が融資利率を変更する場合は、Eメールおよび日証金ウェブサイト <u>(書面交付希望者には書面)</u> で通知します。</p> <p>(2)~(4) (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>第5条 (担保不足等)</p> <p>1 担保不足 (担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。) となった場合には、日証金からの請求により、日証金が担保不足通知書を発送した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、日証金が適当と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60% (担保有価証券の一銘柄の時価額の割合が担保有価証券の時価額合計の70%以上を占める場合は50%) 以下となるまで改善していただきます。</p> <p>2、3 (省 略)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>第7条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金から通知、催告等がなくても日証金に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務</p>

新	旧
<p>を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が次に掲げる割合以上となったとき。</p> <p>① <u>融資残高が3,000万円以下の場合は90%以上</u></p> <p>② <u>融資残高が3,000万円超、1億円以下の場合は85%以上</u></p> <p>③ <u>融資残高が1億円を超える場合は80%以上</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>第9条 (月次報告書)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 前項の月次報告書の交付は、日証金ウェブサイトに掲載する方法(電磁的方法)によるものとします。</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (届出事項の変更)</p> <p>1 お客様は、印章、住所、氏名、Eメールアドレス、職業、勤務先および銀行口座その他日証金への届出事項に変更があった場合には、直ちに日証金所定の方法で日証金に届出ていただきます。なお、届出に当たっては、日証金が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が<u>90%以上(融資残高が3,000万円を超える場合は85%以上)</u>となったとき。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>第9条 (月次報告書)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 前項の月次報告書の交付は、日証金ウェブサイトに掲載する方法(電磁的方法)によるものとします。<u>ただし、書面交付希望者には書面を郵送する方法によるものとします。</u></p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>第11条 (届出事項の変更)</p> <p>1 お客様は、印章、住所、氏名、Eメールアドレス(<u>書面交付希望者を除きます。</u>)、職業、勤務先および銀行口座その他日証金への届出事項に変更があった場合には、直ちに日証金所定の方法で日証金に届出ていただきます。なお、届出に当たっては、日証金が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2 (省 略)</p>

新	旧
<p>第12条～第18条（現行どおり）</p> <p>第19条（経過措置）</p> <p><u>2021年6月21日約款改正実施前に日証金からの通知を受領する方法として書面の交付によることを、日証金に対し書面で届出を行ったお客様（同約款改正前の「書面交付希望者」）に限り、当面の間、経過措置として同約款変更前と同様の次の取扱いを受けるものとし、経過措置を廃止する場合には、予告期間をもって通知するものとします。</u></p> <p><u>(1) 第2条第2項(6)の充足要件</u></p> <p><u>電話によって日証金が連絡をとれること</u></p> <p><u>(2) 第2条第5項なお書きにおける日証金の審査の結果、第4条第3項における融資利率の変更および第9条第2項における月次報告書の交付方法</u></p> <p><u>書面による通知または交付</u></p> <p><u>(3) 第4条第1項(5)の融資申込方法（次のいずれかの方法）</u></p> <p><u>① 日証金ウェブサイトにより申し込む方法</u></p> <p><u>② 日証金所定のコムストックローン借入申込書により申し込む方法。</u></p> <p><u>イ コムストックローン借入申込書による申込みを受け付けた場合は、第4条第1項(6)②に定める日時により融資を実行するものとします。</u></p> <p><u>ロ コムストックローン借入申込書による申込みは、郵送のほかFAXにより行うことができるものとします。日証金がFAXで融資申込みを受け付けた場合は、日証金は、当該借入申込書に記載されている氏名および印影をもって、お客様が署名し、日証金に届け出た印鑑が押捺されたものとみなします。</u></p> <p><u>(4) 第4条第2項(6)の返済前の日証金に対する連絡方法（次のいずれかの方法）</u></p> <p><u>① 日証金ウェブサイト</u></p> <p><u>② 電話</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第12条～第18条（省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

新	旧
付 則 この改正約款は2021年6月21日から実施します。	